

(仮称) 福島県檜葉町・富岡町沖浮体式洋上風力発電事業
環境影響評価方法書に対する福島県知事の意見について

本事業は、福島県檜葉町・富岡町沖約 20km の海域約 1,000ha を対象事業実施区域として、ローター直径最大約 240m、海面からの全高最大約 270m の浮体式風力発電機を 2 基設置し、出力が最大で 30,000kW の洋上風力発電所を整備する計画である。浮体式のため、風力発電機は海底にアンカーで固定し、発電した電力は海底ケーブルを經由して陸上に送電し、系統に連系する計画である。なお、海底ケーブルの揚陸位置は檜葉町又は富岡町沿岸を予定しているが、具体的な設置位置等は検討中としている。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に的確に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」(2023 年 4 月改訂)等を踏まえ、自治体、対象事業実施区域周辺の住民、漁業を始めとする関係者等に対し、事業概要及び事業による環境への影響について丁寧かつ十分な説明に努めること。
また、人と自然との触れ合いの活動の場等、事業による環境への影響が広範囲に及ぶおそれがあることから、関係自治体以外の自治体及びその住民等にも説明し、必要に応じて調査を実施し、その結果を環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に記載すること。
- (2) 対象事業実施区域の海域を利用している漁業関係者等の意見を十分に踏まえた事業計画を検討し、準備書に示すこと。また、検討中としている海底ケーブル等の付帯設備の配置等についても準備書に記載すること。
- (3) 国内の浮体式洋上風力発電事業の事例は少ないことから、十分な環境影響調査を実施し、同海域で実施された浮体式洋上風力発電機設置実証事業における知見を活用するなどして、適正な予測及び評価を行うこと。
- (4) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等により適切に対応すること。また、調査マニュアル改正等により新たな評価手法が示された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた評価を行うこと。
- (5) 調査及び予測に係る地点の選定、並びに期間の設定等については、その根拠及び妥当性をわかりやすく準備書に記載するとともに、環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。

- (6) 対象事業実施区域及びその周辺における自然的状況及び社会的状況については、できる限り直近の状況を把握し、準備書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 水中騒音について

風力発電機から発生する騒音は、非常に広い範囲に影響を及ぼす可能性があることから、コンター図等を用いて音の拡散する範囲及びその影響等を評価し、準備書に記載すること。

(2) 地形及び地質について

事業実施における海底土砂の巻き上げの影響について、海外事例等を参考にし環境影響評価実施を検討し、準備書に記載すること。

(3) 動植物・生態系について

ア 鳥類が出没するピークの時間帯やルートは季節で変わるため、3日間の船舶トランセクト調査では確認できない可能性があることから、環境影響調査に当たっては期間の延長について検討すること。

イ バードストライク等生態系への影響が生じないよう、風力発電機を検知する仕組み等について検討し、準備書に記載すること。

ウ 海中の機器に藻類や水生動植物が付着・生息する等、生態系の健全化につながる可能性があることから、事後調査についても実施を検討し、準備書に記載すること。

(4) 放射線の量について

風力発電機の係留用アンカー設置等に伴う海底土の巻き上げにより、放射性物質を含んだ海底土が拡散するおそれがあるため、海底土の放射能濃度、放射性核種の種類等について調査及び評価を実施し、準備書に記載すること。

また、事後調査についても実施を検討し、準備書に記載すること。

3 その他の事項

- (1) 洋上に浮体式の風力発電機を設置することから、津波や台風等への安全性及び強度の確認結果について、準備書に記載すること。

- (2) 事故等が発生した際には、影響が広範囲に及ぶおそれがあることから、沿岸の市町村との連絡体制等を整えること。